

諮問庁：国立大学法人三重大学

諮問日：平成27年12月17日（平成27年（独情）諮問第62号）

答申日：平成28年5月13日（平成28年度（独情）答申第3号）

事件名：大学の問題について全て回答したとされる内容の分かる文書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、国立大学法人三重大学（以下「三重大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年12月15日付け三大総第47号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 不開示部分の年月日、時間はすべて公開すべきなものであると思っている。

また、開示の内容に、弁護士側から、問題について、すべて回答してあると言われているが、問題自体の開示されていない文書が存在していない。再調査と開示を要求する。

(2) 文部科学省から言われている話では、問題について総務部一元化で管理すると聞いているが、弁護士依頼にあって、そのような文書が一切含まれていない。開示請求に合わせて、資料作成された疑いがあるのではないかと思われるため。

また、本日、特定内容に係る議事録を要求したところ、特定職員は、作らない、存在しない、メモなどあると言い、不服であれば情報開示請求をするようにと言われた。そのうえで、大学弁護士に連絡したところ、弁護士にも同様に情報開示請求と言われた。しかし、情報開示とは、存在もしないと言っているものに対して請求するものではない。弁護士は、

開示請求されれば検討すると言ったが、それは開示請求ではなく、大学に対しての要望書である。このようなことも踏まえ、開示請求書類の再調査と公開を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての内容

本件異議申立ては、原処分について、「不開示部分のうち、年月日、時間の部分の開示」と、「開示の内容に、弁護士側から、問題について、すべて回答してあると言われているが、問題自体の開示されていない文書が存在していないことから、再調査と開示」を求めるというもので、平成27年11月16日に受理したものである。

2 本件開示請求から諮問に至る経過

(本答申では省略)

3 原処分及びその判断理由

(1) 本件対象文書について

本件対象文書のうち、文書1ないし文書3が、本件開示請求の「三重大学が弁護士を通じ、当方から大学の問題について、すべての問題回答済みであると伝えてきた件で、弁護士委任した際に使った資料で、大学がすべて回答済と言う問題と回答したとされる内容すべて資料」に該当する文書であり、文書4ないし文書6が「かねてから大学の問題について、大学総務部特定課長が文科省よりの指摘等もありすべて共有管理されているはずの資料。文部科学省からのメールも含む。特定課長の当方から聞き取りした際の記録ノートと学内会議資料含む。」に該当する文書である。

(2) 三重大学情報公開・個人情報審査委員会の判断

平成27年10月8日開催の三重大学情報公開・個人情報審査委員会(以下「審査委員会」という。)で審議した結果、以下のとおり判断した。

ア 「不開示情報」を除いた開示について

法6条では、

第1項 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。(以下略)

第2項 開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くこと

により、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

と定められている。

以上の点を踏まえ、審査委員会では、特定した文書について不開示情報に該当しうる部分を洗い出し、それらが「不開示情報」に該当するかについて検討を行った。

イ 不開示とした部分について

審査委員会で検討した結果、開示決定通知書の別紙のとおり、法5条1号、2号及び4号に該当すると判断した部分を不開示とした。

ウ 「年月日、時間」の「不開示情報」の該当性について

異議申立人が開示すべきと主張する「年月日、時間」は、法5条1号ただし書ハで定義する「公務員等」以外の特定の個人が、本学を訪れたり、本学へ電話をしてきた日時等を表すものである。

これら情報が公になると、当該文書に含まれているその他の記述により、特定の個人を識別することができることから、法5条1号で定める不開示情報に該当すると判断した。

エ 原処分決定について

以上の検討結果を踏まえ、審査委員会で審議を行った結果、不開示情報を除いた部分を開示することを決定し、開示請求者へ通知した。

4 異議申立人の主張及び再審査の内容

(1) 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、概ね次の2点である。

- i 不開示としている「年月日、時間」のすべての公開
- ii 開示された文書に、これまで異議申立人が本学に対して言ってきた問題のすべてが含まれていないことの再調査と開示の要求

(2) 本学における再審査とその理由

異議申立てを受け、平成27年11月19日に審査委員会を開催して再審査を行った結果、原処分を維持し、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを決定した。

その理由は、以下のとおりである。

ア 異議申立人の主張 i について

不開示とした「年月日、時間」が、法5条1号に定める不開示情報であるとの判断に変わりがないため。

[補足]

異議申立人に対しては、開示請求の際、対象文書には異議申立人本人を含む個人に関する情報が多数含まれている可能性があり、法人文書の開示請求制度上はこれらの情報は不開示となる旨を教示し

て、保有個人情報の開示請求制度の案内を行っている。

さらに、開示の実施及び異議申立ての際においても、今回不開示とした部分のうち異議申立人本人に関する情報は、保有個人情報の開示請求を行うことで開示される可能性が高い旨を教示したが、異議申立人からは、保有個人情報の開示請求は異議申立ての結果が出てから決める旨の返答であった。

イ 異議申立人の主張 ii について

異議申立人は、本学が開示した文書に、自身がこれまで本学に対して言ってきた問題で含まれていないものがあることを不服として再調査と開示要求をしている。

そもそも本学には、日々様々なところから様々な内容のクレームが来ており、それら全てについて文書を作成しているものではない。今回開示した文書 1 及び文書 2 も、これまでの経緯や対応状況等を勘案して関係部署で作成され、クレーム対応を委任する弁護士に渡されたものであり、開示請求の段階及び異議申立ての段階で関係部署に該当文書の有無を確認し、文書 1 及び文書 2 以外の文書は作成されていない旨を確認しているところである。

なお、異議申立書において、本学が本件開示請求に合わせて資料を作成した疑いがあるのではないかと思われると主張しているが、開示文書の随所に記載されている日付等のとおり、本件開示請求の前に作成・取得した文書である。

ウ 異議申立てに対する本学の意見

本開示請求に対する原処分は現時点でなお適法であり、異議申立の趣旨を斟酌してなお、原処分維持が適切であると考ええる。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------------|---------------|
| ① | 平成 27 年 12 月 17 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成 28 年 1 月 18 日 | 審議 |
| ④ | 同年 4 月 11 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年 5 月 11 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ及び 4 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象となる文書があるはずであり、不開示とされた部分のうち「年月日、時間」（以下「本件不

開示部分」という。)については開示すべきであるとして、原処分を取消しを求めているが、諮問庁は、原処分において本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、本件不開示部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件開示請求は、特定の個人(異議申立人)の氏名を明示し、当該個人と三重大学の間複数の問題があったことを前提に、当該各問題に係る法人文書(本件請求文書)の開示を求めるものである。

なお、諮問庁は、異議申立人に対しては、開示請求時から、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求制度の案内を行っているとしている。

(2) 本件請求文書の存否を答えることは、特定の個人と三重大学の間複数の問題があったという事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにするものであると認められる。

本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人(開示請求書で明示された開示請求者すなわち異議申立人)を識別できる情報と認められ、このような事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(同号ただし書イ)に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も存しない。

(3) したがって、本件開示請求については、本件請求文書に該当する文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

(4) しかしながら、本件においては、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分を行い、本件存否情報を既に明らかにした状態となっている。このような場合においては、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を不開示としたことは、結論において妥当とせざるを得ない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とし

た決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法
5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきで
あったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

三重大学が弁護士を通じ、当方から大学の問題について、すべての問題回答済みであると伝えてきた件で、弁護士委任した際に使った資料で、大学がすべて回答済と言う問題と回答したとされる内容すべて資料の開示と、かねてから大学の問題について、大学総務部特定課長が文科省よりの指摘等もありすべて共有管理されているはずの資料で、開示を求めます。（問題については、特定課長にすべて文部科学省より連絡済みと聞いています。）文部科学省からのメールも含む。特定課長の当方から聞き取りした際の記録ノートと学内会議資料含む。

2 本件対象文書

文書1 特定日A開催の打合会資料

文書2 文書1のほか、委任のために各チーム・課から個別に弁護士へ配付した資料

文書3 特定日B事務連絡会資料

文書4 特定日C事務連絡会資料

文書5 特定日Dクレーム対応打合せ資料

文書6 特定課長（当時）の対応メモ